

母子保健のご案内



※東側とは高崎線から東側の地域、西側とは高崎線から西側の地域を指します。

事業名	内容・対象者	日時	その他
乳児健診	内 心臓病や股関節の異常等の早期発見、運動発達の検査 対 令和3年9月生まれのお子さん	東側 1月27日(木)	時 1日～15日生まれのおさんは13:10～13:40 16日～末日生まれのおさんは13:40～14:10 持 母子健康手帳、健康診査票、バスタオル 申 対象児以外は健康づくり課へ。 他 離乳食の調理講習は中止です。
		西側 1月28日(金)	母子健康センター
1歳6か月児健診	内 内科健診、歯科健診等 対 令和2年6月生まれのお子さん	東側 1月17日(月)	時 1日～15日生まれのおさんは13:10～13:40 16日～末日生まれのおさんは13:40～14:10 持 母子健康手帳、健康診査票、バスタオル、タオル 申 対象児以外は健康づくり課へ。 他 歯ブラシを使用した歯科指導は中止しています。
		西側 1月18日(火)	母子健康センター
3歳児健診	内 内科健診、歯科健診、尿検査等 対 西側地区で平成30年11月、12月生まれのお子さん	西側 1月20日(木)	時 11月生まれのおさんは13:10～13:40 12月生まれのおさんは13:40～14:10 持 母子健康手帳、健康診査票、バスタオル、目と耳のアンケート、早朝尿 申 対象児以外は健康づくり課へ。
9か月児育児相談	内 身長・体重測定、運動発達・離乳食の相談、育児の心配ごとの相談等 対 令和3年4月生まれのおさんがいる母親または家族	東側 2月7日(月)	時 1日～15日生まれのおさんは10:00～10:25 16日～末日生まれのおさんは10:25～10:45 持 母子健康手帳、バスタオル、9か月または10か月児健康相談票
		西側 2月1日(火)	
乳幼児育児相談	内 身長・体重測定、運動発達・食事の相談、育児の心配ごとの相談等 対 0～3歳未満のおさんがいる母親または家族で希望する人	2月7日(月) (予約制)	時 13:30～14:30 持 母子健康手帳、バスタオル 申 予約制。健康づくり課へ電話、直接またはQRコードから。
フッ素塗布	対 1歳6か月児健診受診後から小学校入学前までのむし歯のないお子さん	1月27日(木)	時 初めのおさんは13:20～13:50 2回目以降のおさんは13:50～14:20 費 1回あたり1,430円 持 歯ブラシ、母子健康手帳、タオル 申 当日直接会場へ。※2回目以降は6か月以上間隔をあけてください。

各種相談案内

※状況により中止になる場合があります。
※相談日が祝日のときはお休みです。

相談日 1月8日～2月7日

相談名	日時	場所	問合せ
税務相談(予約制)	1月11日(火) 10:00～12:00、13:00～15:00	市役所 相談室 1-C	税務課市民税担当 (☎ 594-5518) ※前日までに申し込みください
行政相談(国や県等への要望や苦情についての相談)	1月26日(水) 10:00～12:00	市役所 市民課相談室	市民課市民相談担当 (☎ 594-5529) ※前日までに申し込みください
不動産相談(予約制)	1月14日(金) 13:30～16:20		
法律相談(予約制)	弁護士 毎週水曜日 13:30～16:20 司法書士 第1・3金曜日 13:30～16:20		
市民相談	毎週月～金曜日 9:00～16:00	消費生活センター (☎ 511-8800) ※当面の間電話での対応とさせていただきます	
消費生活相談・多重債務相談	毎週月～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00		
人権相談	1月25日(火) 13:30～15:30 (受付は15:00まで)	人権推進課人権推進・男女共同参画担当 (☎ 594-5506)	
女性相談(予約制)	1月12日(水)・17日(月)・26日(水)、2月2日(水) 10:00～16:00 (1人50分)		
教育相談	毎週月～金曜日 8:30～16:30	教育センター (☎ 591-2176)	
ことばの相談(未就学児対象)	毎週月～金曜日 9:00～16:00	児童発達支援センター (☎ 592-8876)	
子どもの相談(育児、しつけ等)		子育て支援課児童相談担当 (☎ 511-7702)	
緑のなんでも相談	2月7日(火) 10:00～12:00	総合公園 (☎ 592-4050)	
心配ごと相談(予約制)	1月19日(水)、2月2日(水) 9:30～11:30	総合福祉センター	社会福祉協議会 (☎ 593-2961) ※前日までに申し込みください
結婚相談(予約制)	1月15日(土)、2月1日(火) 13:30～15:30		社会福祉協議会 (☎ 593-2961)
ボランティア相談	2月5日(土) 10:00～12:00	勤労福祉センター	内職相談室 (☎ 591-8551)
内職相談(予約不要)	毎週火・金曜日 13:00～16:00	市役所相談室	産業観光課商工労政・観光担当 (☎ 594-5530) 住宅増改築相談の当日の問合せは (☎ 591-1111)
住宅増改築(新築)・リフォーム相談	1月8日(土) 9:00～12:00	市役所相談室	
職業相談・雇用相談(予約制)	毎週水・木曜日 10:00～12:00、13:00～16:00	勤労福祉センター内 北本市無料職業紹介所	

暮らしの110番

北本市消費生活相談あれこれ ⑭

いつでも解約できる定期購入のはずが…解約できない！！

動画サイトの広告から、初回お試し500円で購入できる美容液を注文した。定期購入だったが、回数縛りの条件はなく、いつでも解約できると書かれていたので注文した。お試しの商品を使ってみたが、私の肌には合わなかった。解約する場合は、次回の商品発送前に事業者と連絡しなければならないが、何回電話をかけても回線が混みあっていつながらない。電話が繋がらないうちに時間が経過してしまう。どうしたらよいか。との相談がAさんから寄せられました。

Aさんのように事業者と電話をかけてもつながらず、問い合わせや解約の連絡ができないとの相談が多く寄せられています。また、解約方法としてメッセージアプリを利用して手続きするよう指定されているケースもあります。普段からメッセージアプリを利用している人であれば問題ないですが、利用したことのない人が手続きするのは難しい場合があります。何度連絡しても電話が通じない場合は、事業者と連絡した電話の履歴を記録し、メールやファックス等で解約の意思を伝えておきましょう。一方的に受取拒否や返品、支払

いを放置しても解約にはなりません。事業者と解約の合意が必要で。

インターネット通販のような通信販売には、クーリングオフ制度の適用はありません。事業者が決めた返品、解約のルールに従うことになります。申し込む前に、特定商取引法上の表記や利用規約などで、契約内容、解約、返品の条件を必ず確認し、画面を保存しておきましょう。お困りの時は北本市消費生活センターに相談してください。

相談窓口

- 北本市消費生活センター(北本市役所市民課内 ☎ 511-8800)
毎週月～金曜日(祝日・年末年始を除く)
10:00～12:00、13:00～16:00
※土・日曜日、祝日は局番なしの☎188へ(年末年始を除く)
- 埼玉県消費生活支援センター(☎ 048-261-0999)
毎週月～土曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～16:00
- 全国消費生活相談員協会「週末電話相談」(☎ 03-5614-0189)
毎週土・日曜日 10:00～12:00、13:00～16:00

自分に合った健康生活が見つかる 糖尿病予防教室

自分の生活を見直し、ちょっと気になる糖尿病とその合併症を予防するための秘訣について、楽しく学べる教室です。計3日間のコースを実施します。

場 母子健康センター(本町 8-156-3) **他** 消毒・換気等感染症対策を徹底して実施
対 健診等で血糖値が高めと言われた人、家族が糖尿病 **申** 1月12日(水)～21日(金)に、健康づくり課
 病で自分も糖尿病が心配な人15人(先着順) 保健予防担当 (☎ 594-5544) へ電話または直接。

時	月日	時間	内容	講師
①	2月4日(金)	10:00～12:00	「自分の身体の中をみてみよう」(講義)	保健師
	2月10日(木)		「自分に合った身体に良い食事を知ろう」(講義)	管理栄養士
	2月14日(月)		「自分の身体とうまく付き合おう」(講義)	保健師、管理栄養士

▼希望する人は追加で下記の教室にも参加できます(他教室との合同開催)

2月3日(木)	10:00～12:00	「運動量をもとめる体の動かし方を知ろう」(実習) ※運動するため動きやすい服装で参加	健康運動指導士
3月3日(木)		糖尿病について	医師